

ID: 66

担当部署: 子ども家庭課

処分の概要	助成の決定及び交付		
例規名 根拠条項	大河原町母子・父子家庭医療費の助成に関する条例 第10条		
例規番号	平成16年条例第16号		
<p><b>【基準】</b></p> <p>第4条及び第10条の規定による。</p> <p>(助成)</p> <p>第4条 町は、助成対象者に係る医療費のうち国民健康保険法(昭和33年法律第192号)、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)又は規則で定める社会保険各法に定める一部負担金(法令の規定に基づく国又は地方公共団体の負担による医療に関する給付の額並びに保険者等の負担による高額療養費及び高額介護合算療養費の支給並びに附加給付の額を控除した額。以下単に「一部負担金」という。)について、次の額を超える場合における当該超える額に相当する額を当該助成対象者に助成するものとする。ただし、入院時食事療養費及び入院時生活療養費を除く。</p> <p>(1) 入院 1件につき2,000円</p> <p>(2) 通院 1件につき1,000円</p> <p>2 前項の規定は、助成対象者が一部負担金を支払った日から2年以内のものに限るものとする。</p> <p>3 第1項の規定は、助成対象者が次条の規定により、受給資格の登録の申請をした日(やむを得ない理由により当該申請ができなかった場合において、その理由がやんだ後30日以内にその申請をしたときは、やむを得ない理由により申請をすることができなくなった日)以後受けた医療に係るものに限るものとする。</p> <p>4 前3項に定めるもののほか、特に町長が必要と認めるときは、その助成を行うことができるものとする。</p> <p>(助成の決定・交付)</p> <p>第10条 町長は、前条の規定により受給者から申請があったときは、その内容を審査し当該申請に係る助成額を決定するとともに、規則で定める通知書により当該受給者に通知し、助成金を交付するものとする。</p>			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和3年7月5日	最終変更年月日	年 月 日